

令和3年4月7日

保護者様

野々市市立富陽小学校  
校長 中野 淳子

### 学校感染症について

お子さんが次の病気(学校感染症)にかかった場合、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 学校において予防すべき感染症

第一種	エボラ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、新型コロナウイルス感染症
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核および髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

1. お子さんが次の病気(学校感染症)にかかった場合、あるいはかかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある児童生徒があるときは、学校長が出席を停止させることができることになっています。(学校保健安全法第19条)

2. 医療機関(病院、医院)で学校感染症と診断された場合は出席停止となりますので、すぐに学校に連絡のうえ、家庭で安静にして回復に努めてください。これらの病気を早く治すと同時に、感染力が強いため他のお子さんへの感染を防ぐためです。

\*おもな出席停止の期間は右記のとおり

3. 学校感染症での「出席停止」は欠席ではありません。

4. お子さんの登校時(あるいは登校後)、保護者の方が記入した「学校感染症届」を学校へ提出していただきますようお願いいたします。届けが提出された場合は、出席停止扱いとなり欠席にはなりません。

\*用紙は学校にあります富陽小学校ホームページからダウンロードもできます。

## 学校感染症届

学校名	野々市市立富陽小学校
年組	氏名

\_\_\_\_\_ 医院(病院)で診察を受けた結果  
 (病名) \_\_\_\_\_ の診断により、  
 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで休みました。

上記のように報告し、他への感染のおそれがなくなったので登校します。  
 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者名

印

**★インフルエンザ、百日咳、流行性耳下腺炎については、熱がなくて元気でも発症(熱が出た)後(翌日)から5日間は自宅療養してください。**

#### おもな学校感染症の出席停止期間

- 新型コロナウイルス感染症・・・治癒するまで
- インフルエンザ・・・発症した(熱が出た)あと(翌日から)5日を経過し、かつ、熱がさがって2日を経過するまで
- 百日咳・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹・・・解熱後3日を過ぎるまで
- 流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺又は耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風疹・・・発疹が消えるまで
- 水痘・・・すべての発疹がか皮化するまで
- 咽頭結膜熱・・・主要症状消失後2日を過ぎるまで
- その他 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、アデノウイルス感染症等 医師の許可が下りるまで

感染症にかかった場合は、ただちに学校に連絡して、出席停止期間(医師の許可がでるまで)を過ぎるまで、家庭で安静にしてください。これは法律で定められた「出席停止」で、欠席にはなりません。

登校する時、この用紙を記入して学校へ提出願います。